

Q 母が手術中に死亡 どうすれば

母が胃の手術を受けたのですが、手術中に容体が急変し、亡くなってしまいました。医者からは簡単な手術だと言っていたのに、このような結果になったのは、医療過誤なのではないかと思います。今後、私たち家族はどうすれば良いでしょうか。

法律 相談室

医療機関での診療や手術の過程で、死亡や後遺症など思いがけない悪い結果が生じた場合、患者や遺族としては、提供された医療に過誤があったのではないかと疑いを持つことがあります。

もつとも、過誤があったかどうかは、生じた結果か

の過程で、死亡や後遺症など思いがけない悪い結果が生じた場合、患者や遺族としては、提供された医療に過誤があったのではないかと疑いを持つことがあります。

とがほとんどですが、カルテ改ざんなどの心配がある場合には裁判所に証拠保全の申し立てを行い、これを確保することも可能です。

患者に提供された医療の内容が明らかになった後は、その医学的な妥当性について、関連する医学文献の収集や専門医への意見聴取なども可能です。

これがほんとで、カルテ改ざんなどの心配がある場合には裁判所に証拠保全の申し立てを行い、これを確保することも可能です。

患者に提供された医療の内容が明らかになった後は、その医学的な妥当性について、関連する医学文献の収集や専門医への意見聴取などの手段を通じて解決を目指すことになります。

医療の妥当性調査必要

ら直ちに結論を出せるものではありません。カルテなどの診療記録をもとに診療経過を確認した上で、提供された医療の医学的な妥当性を調査する必要があります。

取などによって調査・検討します。医療法で定められている「医療事故調査制度」の対象となつた事案では、その調査結果が参考になることもあります。

これらの調査を経て、患者に生じた結果の原因が過誤によるものであったと考

ります。できるだけ早期に、専門家である弁護士にご相談いただければと思いま

す。県弁護士会では、医療事故に関する相談窓口（043・227・8431）

を設けておりますので、ま

ずは電話でお問い合わせください。

（回答＝大杉洋平弁護士）



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。